

新生 TEAM横浜総合事務所！！



私ども横浜総合事務所グループは、第6次中期経営計画（H26年～30年）の統一テーマを「グループからTEAMへ」と定め、「TEAM横浜総合事務所」として生まれ変わり新年をスタートしたいと思います。

グループが「共通の性質で分類された仲間」ならば、Teamは「共通の目的のために集められた団体」と区別できます。そして、グループがTeamに進化するために必要なことは以下の三点です。

- ① 目的を共有する … ミッション徹底共有
- ② メンバーが役割を認識している … Teamの役割の明確化
- ③ メンバーに役割を任せる … Teamへの権限委譲

同質同士でまとまりのあるグループは友達同士や団体生活には適していますが、目的達成ために集まったTeamは個性や特性が異なる者が役割を持って集まり、お互いがライバルとして切磋琢磨しながら共通の目的に向かって戦います。メンバーが皆同じ仕事をしていた過去の会計事務所にはグループが適していたかもしれませんが、それぞれが違う役割を持ち、各人が突出した得意分野を持ち、それを有効に活用した相乗効果により、共通の目的のために戦う組織にはTeamが適しています。

私たち「TEAM横総」は、厳しい経営環境と時代変化の中、未来創造業務で地域一番事務所を目指すことによりお客様のビジョン実現に貢献できる100年企業を目指して…

「TEAM横総」として、第6次中期経営計画をスタートしたいと思います。

本年もよろしくお願いいたします。

◆ 個人住民税の徴収方法について

平成28年度(来年度)より個人住民税の給与からの特別徴収が徹底されます。

● 特別徴収と普通徴収の違い

特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き翌月10日までに納付する方法を言います。

原則としては毎月納付ですが従業員が常時10人未満の事業主に限り、6月から11月分を12月10日まで、12月から5月分を6月10日までの年2回に分けて納付する事が出来る「納期の特例」を利用する事も出来ます。

普通徴収とは、市町村から送付される個人住民税の納税通知書で年4回に分けて個人が納付する方法を言います。

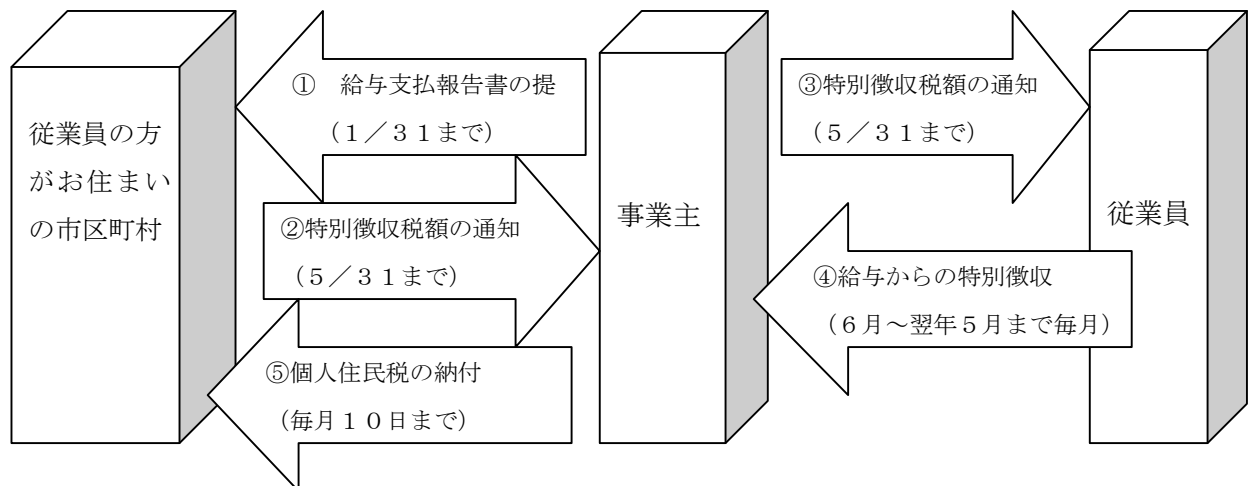
● 特別徴収について

原則は特別徴収ですが、徴収方法を選択する事が出来る為、現在普通徴収を選択している事業主の方もいると思います。平成27年度(平成27年6月の給与から差し引き開始)からは特別徴収が徹底されます。これは法人・個人を問わず全ての事業主が全ての従業員(パート・アルバイトも含む)に対して特別徴収しなければなりませんので円滑に対応できるように準備をお願い致します。

ただし次の場合は普通徴収が認められています。

- ・常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払いをする方
- ・他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方
- ・給与が毎月支給されていない方(不定期受給者)
- ・専従者給与が支給されている方
- ・退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者

● 特別徴収の方法による納税のしくみ



退職や休職をする従業員がいた場合はその従業員の方がお住まいの市町村にその事由が発生した日の翌月10日までに「異動届」を提出する必要があります。従業員の方は残りの個人住民税を普通徴収に切り替え直接納付していただきます。従業員の申し出により、事業主が残りの個人住民税を給与や退職金等より一括して差し引き納付する事も出来ます。

ただし、翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合上記とは異なり残りの個人住民税を給与や退職金から一括して差し引き納付する事が法令により決まっております。

ご不明な点がございましたら担当者までご相談ください。

★ ゲシュタルトの折り ...

昨年を振り返ると、親との関係や恋人との関係や... それぞれの人間関係の悩みの中で何人かの仲間が体調を崩して事務所を辞めていきました。「人の悩みの8割は人と人の中にある」という言葉の通り、社会という人の集まりの中で生きている私たちの悩みのほとんどが人間関係の中にあります。

性格の違いもあれば、価値観の違いもある沢山の人の中で生きていくためには、自分なりに人と人の関係性に関する価値観を確立していかなければなりません。それが「自立」なのだと思います。

I do my thing, and you do your thing.
I am not in this world to live up to your expectations
And you are not in this world to live up to mine.
You are you and I am I,
if by chance we find each other, it's beautiful.
If not, it can't be helped.

私は私のために生きる。あなたはあなたのために生きる。
私は何もあなたの期待に応えるために、この世に生きているわけじゃない。
そして、あなたも私の期待に応えるために、この世にいるわけじゃない。
私は私。あなたはあなた。
でも、偶然が私たちを出会わせるなら、それは素敵なことだ。
たとえ出会えなくても、それもまた同じように素晴らしいことだ。

(原文はドイツ語ですが、英訳と和訳を載せてみました)

この詩は、ユダヤ人でドイツの精神医学者であり、また、ゲシュタルト療法の創始者であるフレデリック・S・パールズ（1893～1970年）がゲシュタルト療法の理念を詩に表したものと聞いています。

二十歳の頃、幼いなりに「自立」ということの意味に気づいた自分は、三十代の入口でこの詩に出会って、真の自立と自由を手に入れたのかもしれませんが。そして人と人の関係性について自分なりの方向性と価値観を手に入れました。

最後の「出会えなくても、それもまた同じように素晴らしいことだ」という言葉の中に、「**すべてをあるがままに受け止める**」というゲシュタルトの精神が集約されていると聞いたことがあります。出会うとは単に物理的な出会いではなく「心と心との出会い」も含めているのだと思いますが、出会わないことは「出会えないことに出会っている」ということなのかもしれません。

何十億人という地球上の人たちの中で一生涯に出会える人の数はたかが知れています。だからこそ、この時間、この空間の中での出会いを大切にしなければならないし、そのためには自分が自立していることが最も大切なのだと思います。

「今」、「ここで」、「すべてをあるがままに」受け入れること、それが真の自立を手に入れる原点なんだと思います。この詩に出会い、二十歳の頃に漠然と感じたことが、ストンッと心の中に落ちました。

私の「自立」の原点です。

★ 相続対策第6弾

相続税の基礎控除が2015年から大幅に縮小されるため、5ヶ月に亘って相続と生命保険の活用方法についてレポートをさせていただきました。今月は相続対策第6弾「遺言」をお送りいたします。

★ 円満な相続のために

親の死亡後、遺産分割などを巡って子ども同士がトラブルになる「争族」。遺言書を作成することにより最悪の事態を避け、子どもへ財産を円満に相続することができます。

遺言は民法で定められた法律行為であり、遺言者（被相続人）の死亡後、相続財産の帰属について親族間の紛争を回避する上で重要です。

遺言作成者が死亡したときに、誰にどのような財産を分け与えるか、というように財産の分割方法を具体的に指定することによって遺言者の意思を相続人に明確に示すことができます。遺言は被相続人の最終意思を尊重する制度なので、法定相続分に優先します。

★ 公正証書遺言

遺言書には大きく「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」、「秘密証書遺言」があります。

相続対策第5弾で自筆証書遺言についてレポートしましたので、今月は公正証書遺言についてレポートします。公正証書遺言は、遺言者が口述した遺言内容を、公証人が筆記する方式の遺言です。

公正証書遺言の要件としては、遺言者が2人以上の証人を伴って公証役場へ行くか、または公証人の出張を求め、公証人の前で遺言内容を口授します。

公証人がこれを筆記し、遺言者および証人に読み聞かせるかまたは閲覧させます。そして、筆記内容が正確なことを承認した遺言者および証人が署名・押印することによって遺言が成立します。

遺言者が署名できない場合は、その事由を付記して、署名に代えることができます。

公正証書遺言のデメリットは、他の方法に比べて費用がかかり、少なくとも公証人および証人に遺言の内容を知られるために秘密保持が難しいという点です。また、公証人による代筆という煩雑な手続きのために、良くも悪しくも簡単に更新しづらい点もデメリットと言えるでしょう。

逆に公正証書遺言のメリットは、公証人に関わってもらって正式な遺言であることが証明され、原本は公証役場で保管されるために紛失や偽造、改ざんの恐れがありません。

また、自筆証書遺言や秘密証書遺言に必要な家庭裁判所の「検認」の手続きが不要となります。

★ 遺留分に配慮

公正証書遺言を作ることで遺産分割協議をすることなく、相続させたい人間に財産を渡せることも大きなメリットと言えます。

遺言書を作れば、財産をだれにどれだけ与えるかは自由であるものの、「争族」を避けるためには不公平感を抱かせないよう、バランスの取れた分け方を考えることが大切です。

まず、相続する側の最低限の取り分に当たる「遺留分」をしっかり考慮することです。

そして、法的効力はありませんが、自分の遺産を遺す相手に、その理由と気持ちを「付言事項」というメッセージ欄に残すことも必要でしょう。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

相続対策は思ったより時間がかかります。

親子で早めに準備を始めることが何より必要です。

4月17日の当社「経営塾」では「相続対策～相続税の試算と遺言書の実践」です。是非ともご参加下さい。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

競争相手は同業他社ではなく、時代の変化である

(セブンイレブンの鈴木敏文会長)

当たり前のことのようにですが、それをハッキリと認識している中小企業の経営者は少ないのかもしれませんが。「経営課題の8割は社内にある」という言葉がありますが、時代の変化による経営環境の激変に対応するためには常に自己(社内)革新が不可欠です。競合他社や景気や政策に文句を言っているうちに…潰れますよ!社長!

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言…(vol. 69)

- ★ 長めの正月休暇を終え、慌しい日常が戻ってきました。昔は正月という特別なものでしたが、今では“年末年始の休み”となってしまった気がします。その感覚は自分だけかと思いましたが、どうやらそうでもないようです。しかし物事には区切りが必要なので、年末で一年を締め括り、新たな気持ちで新年を迎えるのにはよい機会なのだと思います。正月以外でも長年続いてきた日本の風習は、やはり日本人に合っていて意味のあることなのだと思います。埋もれてしまった習慣をもう一度見直してみようと思いました。(KARINO)
- ★ 少し長めのお正月休みで、じっくりと考えごとができました。今年のテーマは…「Fly away & Inspire」!
Fly away : 飛び立つ。羽ばたくように、より大きな世界を見て思考を解放し、杵や器を広げたいと思います。
Inspire : 人に息を吹き込む。自分の成長から、他の人の成長に関わる自分へ。新生“TEAM横総”全体の成長をコミットします。メンバー全員の成長で今までとは違う次元のものが見えるようになるのではないかと、今年はワクワク感一杯です。どこまでやりきれるか。横総の変化をお楽しみください。(YAMAMOTO)
- ★ 2014年は個人的に40歳の節目を迎え、おかげさまで前厄に突入しました! 経営者の方には厄除け、方位よけなど信仰心の強い方が多いように感じるのですが、決断を迫られる立場にあればこそ最後は神頼みもひっくるめて最善を尽くす意識の表れなのかも知れません。今年はマネジメントとしても変化するために人員増加やホームページ作成など、積極的な投資を計画しているので、私も成功を願って桜木町の伊勢山皇大神宮に参拝する予定です。厄も含め『自らリスクを取りに行く』1年にしたいと思います。(TOCHIKURA)
- ★ 年明け10日に今期の経営計画発表会を行いました。今年は創業26期、創業の平成元年から5年毎に立ててきた中期経営計画の第6次計画スタートの年でもあります。第1次中期計画は「会計事務所の基盤づくり」、第2次は「差別化の基礎作り」、第3次は「ミッション業務(MAS)の構築」、第4次は「個人から組織へ」、第5次は「組織からグループへ」、そして第6次中期経営計画は「グループからTEAMへ」…
この25年を振り返ると、同じ時代を共に歩んできた沢山の経営者仲間(お客様)に支えられ励まされ一歩ずつですがその時の課題に挑戦しながら成長させていただいてきたことを感じます。心から感謝で一杯です。
毎年の発表会での個人目標の発表を聞いていると、社員の一人ひとりがスピードの差はあれ着実に成長していることが感じられてとても嬉しく思いました。また、今年の個人目標の発表では「昨年は公私共に色々な壁にぶつかる度にこの経営計画書を何度も開きました」という発表もあり、「経営(仕事)とは生き様である」という言葉の通り経営計画書に書き込まれた理念や思想が単なる仕事のための文言ではなく、自分の生き方そのものであると捉えられる高い価値観を持った社員が育ち始めたことにはとても感動しました。職場は仕事を通して成長していく「場」である…本当にそう思います!(IZUMI)

TEAM 横浜総合事務所

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日!

日時：平成25年2月18日(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 52,500円 関与先割引 26,250円

昼食代込 (お二人迄参加可)

★ “新・横総経営塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

第37回「これだけは知っておきたい! 消費税改正直前対策セミナー」

講師：税理士法人 横浜総合事務所 Team税務支援 土屋 和宏

日時：平成26年2月20日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

★ “後継者育成塾” 3期生募集中

創業者の志を継承する「人財」を育成します!

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成25年5月17日(金)～平成27年3月7日(土)

場所：セミナーハウス クロス・ウェーブ船橋

募集：全24日間・12回(全1泊2日の合宿形式) 120万円(一括・分割可)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)船井財産コンサルタンツ

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります